

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	前田道路株式会社					
所在地	東京都品川区大崎 1-11-3					
認定番号	00-002313					
入札参加停止期間	平成30年4月27日 から 平成30年8月26日まで（4か月）					
事実概要	<p>対象会社は、東京都、東京港埠頭株式会社、成田国際空港株式会社が発注する舗装工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令の処分を受けた。</p>					
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第5号に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>					
備考	<p>【別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (独占禁止法違反) 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき </td> <td>4か月以上18か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	(独占禁止法違反) 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	4か月以上18か月以内
措置要件	期間					
(独占禁止法違反) 5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	4か月以上18か月以内					